

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年1月29日(水) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科委員長) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日
契約の現状等の説明	1 平成25年度上半期における契約状況について 2 国会からの検査要請による会計検査院の会計検査の結果について
個別審議案件 (6件)	<p>契約件名：最高裁判所データセンタ基幹インフラの整備に係るサーバ機器等の賃貸借等 契約金額：1,367,715,615円 契約締結日：平成25年9月14日 契約方式：一般競争入札(総合評価) 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：パーソナルコンピュータの賃貸借等 契約金額：765,584,568円 契約締結日：平成25年6月25日 契約方式：一般競争入札(総合評価) 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：裁判所用法律雑誌記事等検索システム「判例秘書 JP Courts」の利用等 契約金額：89,880,000円 契約締結日：平成25年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：Web版現行法規等の利用 契約金額：80,992,800円 契約締結日：平成25年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p>契約件名：最高裁判所で使用する電気 契約金額：82,873,129円 契約締結日：平成25年6月28日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>

	<p>契 約 件 名 : 裁判所職員総合研修所等設備運転管理及び保守等業務</p> <p>契 約 金 額 : 123,196,500円</p> <p>契 約 締 結 日 : 平成25年4月1日</p> <p>契 約 方 式 : 一般競争入札</p> <p>契 約 庁 : 最高裁判所</p>
--	---

次回抽出委員の指定	深山委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 個別審議案件</p> <p>(1) 最高裁判所データセンタ基幹インフラ整備に係るサーバ機器等の賃貸借等</p> <p>・ 総合評価において提案書の基礎点が不足して不合格となった参加者が2者とのことであるが、要求内容が適切に伝えられなかったのではないか。</p> <p>(2) パーソナルコンピュータの賃貸借等</p> <p>・ OSの切り替え時期が影響して、裁判所の必要とするOSを搭載している機種を供給できるのが1者なのであれば、本件も1者入札なのはやむを得ない</p> <p>・ 制限された状況のなかで必要な台数は確保できたのか。</p> <p>(3)～(4)一括審議</p> <p>(3) 裁判所用法律雑誌記事等検索システム「判例秘書. JP Courts」の利用等</p> <p>(4) Web版現行法規等の利用</p> <p>・ 他社の製品を裁判官・職員が試すトライアルを実施したとのことであるが、その意見聴取の結果はどのようなものか。</p>	<p>・ 2者が不合格となったものの、少なくとも1者は提案要求書を満たしているのであり、提案要求書内容は提案者に伝わっていると考えている。これからも提案書の内容が分かりにくく誤解を生むことがないように細心の注意を払いたい。</p> <p>・ かりうじて確保することができた。</p> <p>・ 普段使い慣れている現行のものと、全く違う製品についてトライアルを行ったことにより、細かな点まで使い勝手に関する意見が出された。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率を考えると、判例検索の際に関連するキーワード等による検索の使い勝手が重要であり、総合的に考えると判例秘書を超えるものはないということか。 ・落札率が100%なのはどうか。 ・判例秘書は裁判所用に開発されたものなのか。 <p>(5) 最高裁判所で使用する電気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給契約が、7月から翌年の6月となっているのはどうか。 ・契約期間を会計年度にあわせていないことに問題はないのか。 ・他の契約と同様に会計年度に合わせて契約を行うことで1者入札の改善効果が期待できる。 ・4月から翌年3月の期間となるよう見直しを行うべきである。 <p>(6) 裁判所職員総合研修所等設備運転管理及び保守等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔監視装置を外すと価格は安価になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・1者入札であるところ、参考見積書により積算を行っているからである。 ・既製品を裁判所用にカスタマイズしたものと聞いている。 ・自由化により入札に移行した際に必要な準備期間をとって入札を行い、契約したのが7月だったと聞いている。 ・電気の供給契約自体は、長期継続契約に分類されるものであり、会計年度に縛られるものではないので問題はない。 ・遠隔監視装置の保守が不用となるので、安価になると考えている。
---	--

・遠隔監視装置という機械の方が人件費よりも安価なのではないか。

・遠隔装置を外した入札を行うことでよい。

・もともと設備保守のために当直員が1名おり、その者に異常が起きたときの通報を行う業務が増えることになるが、価格差は大きくないと考えている。むしろ、複数者の入札による価格競争の効果の方が大きいと考えている。